

別表第1（第2条関係）  
 占用料

種	別	単	位	年額占用料			
第	一	種	電	柱	1本につき	1,200円	
第	二	種	電	柱	1本につき	1,800円	
第	三	種	電	柱	1本につき	2,500円	
第	一	種	電	話	柱	1本につき	1,100円
第	二	種	電	話	柱	1本につき	1,700円
第	三	種	電	話	柱	1本につき	2,400円
そ	の	他	柱	類	1本につき	82円	
鉄			塔		1㎡につき	1,600円	
架			空	線	1mにつき	11円	
排			水	樋	管	1箇所1式につき	2,580円
布設線、埋設線、架空 管類及び埋設管類（架 空線及び排水樋管を除 く。）	外口径0.1m未満				1mにつき	55円	
	外口径0.1m以上0.15m未満				1mにつき	82円	
	外口径0.15m以上0.2m未満				1mにつき	110円	
	外口径0.2m以上0.4m未満				1mにつき	220円	
	外口径0.4m以上1m未満				1mにつき	550円	
	外口径1m以上				1mにつき	1,100円	
造	船	用	斜	路	1㎡につき	260円	
棧橋（けい留施設の用に供するものを除く。）	通路及び 通路橋				1㎡につき	210円	
棧橋、物揚場、船揚場その他のけい留施設					1㎡につき	140円	
船舶、材木等のけい留					1㎡につき	210円	
水路及び暗渠類（排水樋管を除く。）					1㎡につき	80円	
前各項に掲げるもの以外の建物、荷役機械その他の工作 物を設置して占用する場合（漁業用工作物を除く。）					1㎡につき	500円	
漁業用工作物					1㎡につき	210円	
工作物を設置しないで占用する場合					1㎡につき	160円	

備考

- 一 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 二 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 三 許可の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算するものとし、1年未満の端数があるときは当該端数を1月として計算する。
- 四 面積若しくは長さが1㎡若しくは1m未満であるとき又は面積若しくは長さに1㎡若しくは1m未満の端数があるときは、当該端数を1㎡または1mとして計算する。
- 五 許可の期間が1月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占用料をもって計算した額に100分の105を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が1月以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。
- 六 1件の徴収金額が500円未満のものについては、500円とする。
- 七 特別の事情によりこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度知事が定める。

別表第2（第2条関係）

土砂採取料

種 別	単 位	採 取 料
土 砂	1 ㎡につき	2 1 0 円
砂	1 ㎡につき	2 1 0 円
砂 利	1 ㎡につき	2 1 0 円
かき込み砂利	1 ㎡につき	2 1 0 円
栗石及び玉石	経8cm以上20cm未満のもの 1 ㎡につき	2 1 0 円
野 面 石	控長20cm以上30cm未満のもの 1個につき	6 3 円
	控長30cm以上40cm未満のもの 1個につき	8 4 円
	控長40cm以上60cm未満のもの 1個につき	1 4 7 円
転石（割石を含む。）	控長60cm以上のもの 1 ㎡につき	2 , 1 0 0 円

備考

- 一 採取する量が1㎡未満であるとき又は採取する量に1㎡未満の端数があるときは、当該端数を1㎡として計算する。
- 二 1件の徴収金額が500円未満のものについては、500円とする。
- 三 この表の採取料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。